

國に於ては、産業別組合の確立が遅れたために、一地方——もしくは一地区——の労働者を、職業別もしくは産業別の如何に拘らず、とりあえず一組合に組織した、といふやうな意味の合同労働組合が相當に多い。我々は、産業別組合の確立に努力し、それらの合同労働組合の組合員を産業別組合に整理編入すべきである。(産業別組合が確立されないう限り、合同労働組合が残ることはやむを得ないことであり、或る場合には必要のことである。)

(六) 雇傭別組合は、例へば、官業労働者同盟や海軍労働組合聯盟や、何々市従業員組合などの如き労働組合であるが、この種の労働組合も、無論、可能な限り産業別組合へ整理すべきである。そして同一資本に對する闘争は、各産業別組合によつて構成された共同闘争委員会(例へば對市共同闘争委員会等々の如き)によつて指導されるべきである。

(七) 産業別組合は、言ふまでもなく、同一産業に屬する労働者を、その職業の如何に拘らず、單一の組合へ組織した組合である。ソヴィエット聯邦の第二回全露労働組合大會——一九一九年一月——は、産業別組合の條件を左の如く決定した。その決定は、我々の理想とする産業別組合の性質を極めて明瞭に示してゐるものである。

質を極めて明瞭に示してゐるものである。

- 一、或る産業の一切の労働者と使用人とを、その職務の如何に拘らず團結せしめること。
- 二、中央の基金を有すること。
- 三、民主的中央集権の原則に基いた管理機關を備へること。
- 四、單一の中央機關によつて、その産業に屬する凡ゆる種類の労働者に對する賃銀率と労働條件を定めること。
- 五、組合の基底から頂上に至るまで、之が一貫して同一の組織構造になつてゐること。
- 六、組合の支部は、單に技術上の補助的職分を行ふこと。
- 七、組合外に對しては、單一な中央機關によつて、その産業に屬する組合労働者と使用人全體の利害を代表すること。
- 八、直接生産に従事してゐないが、生産者を對助してゐる者、並に一時的の労働者も、それらの産業の組合に屬せしめること。
- (ト) 同大會は、以上の八つの條件を具へた組合を産業別組合と認めるといふことを決定し、之れと同時に、全ロシア

ならない。

B 全國的大左翼労働組合の聯合體の樹立

共和國の組合を、三十二組合に整理したが、第三回大會は、買らば全ソヴィエット聯邦の労働組合を、二十三の産業別組合に統一した。我國に於ては、現在非常に多くの、地方的なもしくは全國的な、職業別、産業別、雇傭別、合同型の組合(並にその聯合體)が並立してゐるが、それらの諸組合を産業別に統一することは、絶対に必要である。

(ア) 但し、左翼労働組合が、右翼労働組合——その指導部は既に全く反動化し、國家機關化してゐる——との合同によつてそれを實現しようとするのは、最早や全く無意味であり、有害である。なんとすれば、左翼の旗を引き下し自己の階級性を全く放棄することなしには、右翼組合との合同を實現することは不可能であるから。

(リ) 最近我國の右翼労働組合の大部分は、労働クラブを中心とする完全なる御用組合に轉落し、一部は、純粹のファッショ組合に轉落した。我々はそれら一切の右翼労働組合と對立して、強大なる大左翼産業別労働組合——全協並にすべての反労働クラブ派の労働組合を含めての——を樹立し、且つ一切の右翼組合の内部に反對派を結成し、工場を基礎とするところの、強力なる統一戰線を確立しなければ

(イ) 全國的大左翼労働組合は、當然、中央集権的な聯合體に結成されなければならない。全組織が中央集権的な指導部の指導によつて行動するものでなければ、既に縦横の組織を完全し、國家權力を背景として我々にのしかゝつて來てゐるブルジョアジーの勢力と對抗することは不可能である。

(ロ) 現在、わが總評議會は、地方評議會の基礎の上に成り立つてゐる。だが、さうだ變則的組織は、全國的産業別組合の確立された場合には速に揚棄されねばならぬものである。

(ハ) 全國的産業別組合が確立されれば、その聯合體の中央機關は、各産業別組合の代表者によつて構成され、各地方評議會は、各産業別組合の地方的協議機關にかはるべきである。

(ニ) 全國的産業別組合とその聯合體とが確立された場合の